

「山元町新型インフルエンザ等対策行動計画【改定版】」(案)の概要

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

(1) 山元町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の概要（本編P3）

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて、平時の準備や発生時の対策の内容を示すもの。
- ② 発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

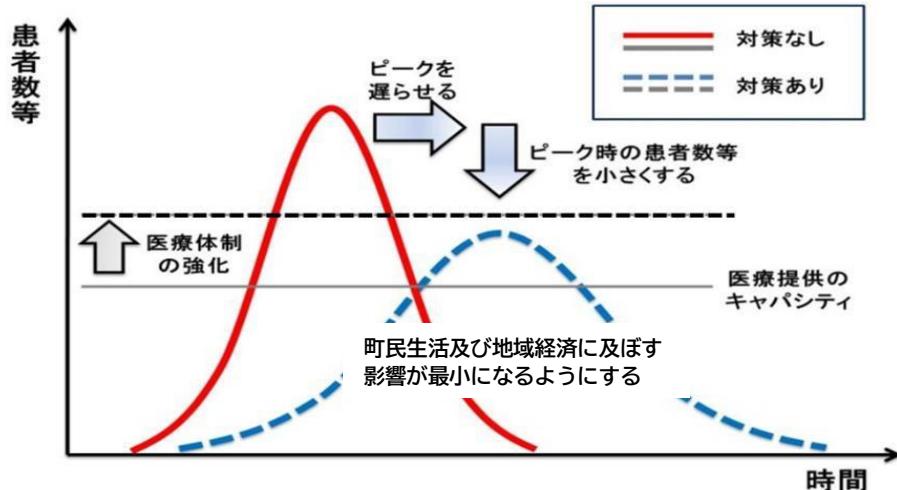
(2) 町行動計画改定の趣旨（本編P4～P5）

今回の改定は、新型コロナ対策において積み重ねてきた経験やその課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的に行うもの。特措法の施行を受け、2016年（平成27年）に「山元町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定して以来、初めての抜本的な見直しとなる。

2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略（本編P6）

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること
【新型インフルエンザ等対策の効果のイメージ】



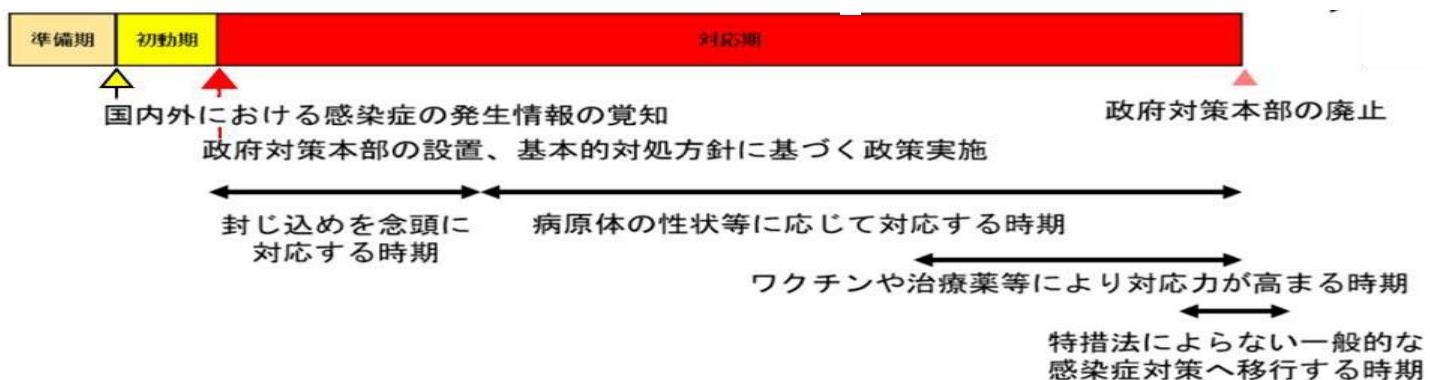
- ② 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること
 - ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
 - ・医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 (本編P7)

- ① 過去の事例のみを前提にするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルスを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定。
- ② 各種対策については、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応することを念頭に、新型インフルエンザ等が発生する前か流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持って戦略的に対応する。

(3) 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (本編P11～P12)

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応できるシナリオとするため、新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、3つの時期（準備期、初動期、対応期）に区分し、時期ごとの特徴を踏まえ、対応を行う。



(4) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 (本編P13～P17)

① 平時の備えの整理や拡充

平時の備えの充実を進め、訓練等を通じて迅速な初動体制を確立できるようにし、情報収集・共有やDXの推進等を行う。

② 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響を最小限に抑えるよう努める。

③ 基本的人権の尊重

特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷など、偏見・差別等の防止に努め、町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

④ 関係機関相互の連携協力の確保

町は、県や医師会等と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(5) 対策推進のための役割分担（本編P18～P21）

① 町

町民に最も近い行政単位として、町民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、関係機関と緊密な連携を図りながら、基本的対処方針に基づく、対策を実施する。

② 医療機関

新型インフルエンザ等の発生前から、県と医療措置協定を締結し、新型インフルエンザ等の発生時には、医療措置協定に基づき医療の提供を行う。

③ 一般事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行う。

④ 町民

新型インフルエンザ等に関する情報を得て、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

(1) 実施体制（本編P23、P26～P30）

- ・ 平時から、関係機関と情報共有や訓練等の取組を進め、連携体制を強化する。
- ・ 有事には、平時における準備を基に、各種対策を的確に実施し、感染拡大を可能な限り抑制し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう努める。

【準備期】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練等の実施
- ・ 県や医師会等、関係機関との情報共有や連携強化

【初動期】

- ・ 県対策本部設置に伴う町対策本部の設置と人員体制の整

【対応期】

- ・ まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に伴う要請又は命令
- ・ 近隣自治体や医師会等と連携し、検査外来等の設置を検討
- ・ 県対策本部の廃止に伴う町対策本部の廃止

(2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション（本編P23、P31～P37）

- ・ 平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備に努める。
- ・ 有事には、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等の不安の解消に努め、適切な判断や行動につながるよう促す。

【準備期】

- ・ 感染症危機に対する理解促進やリスクコミュニケーションの在り方を整理
- ・ 感染者等への偏見・差別等の防止や偽・誤情報に関する啓発

【初動期】

- ・ 感染症の発生状況や感染防止対策に関する情報提供・共有
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施（コールセンターの設置等）

【対応期】

- ・ 双方向のコミュニケーション等を通じ、その時点で把握している正確な情報を迅速に提供
- ・ SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うよう努める

(3) まん延防止（本編P24、P38～P40）

- ・ 平時から、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を行うとともに、町内でのまん延の防止や、まん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。
- ・ 対策の効果及び影響を勘案し、対策を切り替えていくことで、町民の生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

【準備期】

- ・ 有事に備え、まん延防止対策への協力を得るため、基本的な感染対策等への町民・事業者等への理解促進を図る

【初動期】

- ・ まん延防止対策の実施に向けた準備

【対応期】

- ・ まん延防止対策として、町民へ各種要請等を実施
 - 患者や濃厚接触者への対応
(感染症法に基づく入院勧告・措置や外出自粛要請等)
 - 町民に対する要請
(基本的な感染対策、外出自粛等)
 - 学校等に対する要請
(小・中学校、幼稚園、保育施設等、町内施設等の使用制限や休校等)
- ・ 町民生活および地域経済活動のバランスをとるため、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、まん延防止対策の強度を柔軟に切替え

(4) ワクチン（本編P24、P41～P55）

- ・ 平時からワクチン接種の実施方法を検討するなど、着実に準備を進め、有事には円滑な接種を実施する。

【準備期】

- ・ 有事に備え、ワクチン接種に必要な資材の確保方法等について確認を進める
- ・ 医師会等の関係機関と連携した接種体制の構築に係る調整を実施

【初動期】

- ・ 準備期から計画した接種体制等を活用し、必要量のワクチンの確保を行う
- ・ 接種会場や携わる医療従事者の確保等、接種体制を構築

【対応期】

- ・ あらかじめ計画した供給体制および接種体制に基づく接種の実施
- ・ 予防接種やワクチンへの理解に関する啓発
- ・ ワクチン接種や予防接種後の副反応を疑う症状等に関する町民からの相談に対応できるようコールセンターを設置

(5) 保健（本編P25、P56～P58）

- ・平時から、体制構築、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。
- ・有事には、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。

【準備期】

- ・保健所等への応援職員派遣等についての手順等の確認と人員の確保に努める
- ・県や医師会等、関係機関との情報共有による、有事の際の基盤作りの実施

【初動期】

- ・有事体制への移行準備
- ・町民への情報提供・共有の開始

【対応期】

- ・各種計画や準備期に整備した体制基づき、健康観察、生活支援等各種対応の実施
- ・必要に応じ、保健所等へ応援職員等を派遣

(6) 物資（本編P25、P59～P60）

- ・平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

【準備期】～【初動期】

- ・町行動計画に基づき、必要な感染症対策物資等の備蓄を進める

【対応期】

- ・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
- ・備蓄物資等の需要状況の確認と必要な資材を確保

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保（本編P25、P61～P67）

- ・平時から、有事に備え、事業者や町民に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・有事には、町民生活及び地域経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行い、町民や事業者等は、自ら事業継続や感染防止に努める。

【準備期】

- ・有事における関係機関等との連携に必要となる情報共有体制の整備
- ・町民や事業者等に対し、物資や資材等の備蓄の勧奨

【初動期】

- ・町民や事業所等に対し、事業継続に向けた感染対策等の準備の呼びかけ
- ・国が示した法令等の弾力的な運用の周知やその措置への協力

【対応期】

- ・町民生活や社会経済活動の安定を確保するための取組を実施
- ・新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。